

上高地公式ウェブサイト 広告掲載要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、上高地観光旅館組合（以下「旅館組合」という。）が運営・管理する上高地公式ウェブサイトへの広告掲載に関して掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）との必要な事項を定める。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第 2 条 上高地公式ウェブサイトへ掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい内容でなければならない。

(個別の基準)

第 3 条 この基準に規定するもののほか、個別の基準が必要な場合は、旅館組合が別途基準を作成することができる。

(広告の掲載場所)

第 4 条 広告は、上高地公式ウェブサイトに掲載するものとし、広告を掲載する位置及び枠数は、旅館組合が別に定めるものとする。

(規制業種又は事業者)

第 5 条 次に定める業種又は業者の広告は掲載しないものとする。

- ①原則として風俗営業と規定される業種
- ②原則として風俗営業類似の業種
- ③消費者金融
- ④規制対象となっていない業種においても、社会問題を起している業種や事業者
- ⑤その他、旅館組合にてふさわしくないと判断したもの

(広告の範囲)

第 6 条 広告及びその広告主が指定したリンク先のホームページの内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

- ①政治活動及び宗教活動に関係のあるとみなされるもの
- ②個人、団体などの意見広告及び名刺広告に類するもの
- ③公序良俗に反するおそれのあるもの
- ④青少年の健全育成上好ましくないもの
- ⑤商品先物取引および貸金業に類するもの
- ⑥第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- ⑦他を誹謗、中傷または排斥するおそれのあるもの
- ⑧法令、規則等に反するもの
- ⑨社会的に適切でないもの
- ⑩旅館組合が掲載として適当でないと認めるもの

2 広告主は以下の各号を踏まえ、事業内容が趣旨に沿う内容であることとする。

- ①上高地への誘客効果を目的とする。
- ②情報提供を通して観光客の利便性を高めることを目的とする。
- ③各観光関連業、施設情報の提供を通して経済波及効果の増大に貢献することを目的とする。

(表示基準)

第 7 条 広告の表示内容については、以下の点に留意しなければならない。

- ①広告に関する法令及び各業界の自主規制による広告表示基準を遵守すること
- ②広告主の名称を明示すること
- ③誇大表示、不当表示、その他不適切な表現をおこなわないこと
- ④第三者の肖像権及び著作権を侵害しないこと

(広告の種類、規格等)

第 8 条 広告について、次の各号に掲げる事項は、旅館組合が別に定めるものとする。

- ①広告の種類
- ②広告の規格
- ③広告の禁止表現
- ④広告の制限事項

(広告の掲載期間)

第 9 条 広告掲載期間についての決定は、旅館組合と締結する契約のなかでおこなうものとする。

- 2 広告掲載開始日又は広告掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から 1 月 3 日までの日に当たる場合は、旅館組合が別に定めるものとする。
- 3 広告掲載期間満了について、契約期間満了日の 2 ヶ月前までに広告主および旅館組合いずれからも何等申し出のない場合は、更に 1 ヶ年間を延長し、以降期間満了毎にこの例により自動的に延長されるものとする。

(広告掲載の申込)

第 10 条 上高地公式ウェブサイトへの広告掲載を希望する者は、「バナー広告掲載申込書」により、広告掲載を申し込みものとする。

(広告掲載の決定)

第 11 条 旅館組合は前条の規定により申込があった場合は、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき審査し、速やかに承認の可否を申込者に通知するものとする。

2 旅館組合は同一枠同一期間への申し込みが複数あった場合は、広告掲載期間が長いものを優先して選定することができる。

3 前項の規定に基づき審査をした結果、同一条件での申込者が複数あった場合は、旅館組合にて抽選とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 12 条 広告主は、広告原稿を第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条の規定に基づき作成し、原則として広告掲載開始日から起算して 10 営業日前までで旅館組合が指定した日までに、指定した場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

3 旅館組合は、提出された広告原稿の内容が規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(掲載料とその納入方法)

第 13 条 広告掲載に係る料金は、旅館組合が別に定める規定による。

2 掲載を決定された広告主は、第 11 条による掲載決定の通知受理後、旅館組合が指定する期日までに、旅館組合の発行する請求書に従って広告掲載料を納入することとする。

3 前項の広告掲載料納入にかかる経費については、広告主が負担するものとする。

(広告掲載の取消し)

第 14 条 旅館組合は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- ①第 12 条第 1 項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき
- ②第 13 条第 2 項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき
- ③広告主が本要綱、及び諸規定に違反したとき
- ④広告主が申込時の記入事項に、虚偽、不適切な記載などが認められたとき
- ⑤旅館組合が広告掲載の継続が困難であると判断したとき
- ⑥旅館組合が広告主として不適当であると判断したとき
- ⑦前各号に準ずる事情があるとき

2 旅館組合は、前各項の規定により、広告掲載を取消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

(広告掲載の取下げ)

第 15 条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取下げることができる。

2 前項の規定により広告掲載を取下げるときは、掲載開始日の 1 ヶ月前までに書面にて旅館組合に申し出なければならない。

①広告掲載開始前の取下げについて

掲載開始日の 1 ヶ月前未満の取下げについては、決定枠の告料金の 50%をキャンセル料として旅館組合に支払わなければならない。

3 旅館組合には、前項の規定により広告掲載を取下げた場合、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。

(広告掲載料の返還)

第 16 条 旅館組合は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日の日数に応じて第 13 条第 1 項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還し、手数料についても旅館組合が負担するものとする。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 ヶ月につき 2 日未満の場合は、返還しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる理由により、旅館組合が上高地公式ウェブサイトの運営を停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。

- ①システム及び電気設備等の定期的なメンテナンスを行う場合
- ②システム及び電気設備等になんらかの不具合が発生した場合
- ③システム及び電気設備等に、第三者の介入や犯罪行為等の形跡が認められたとき、及びその回避のためのメンテナンス、調査等を行う場合
- ④天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

4 前各項については、旅館組合は事前に諸規定に定める方法で広告主に通知する。ただし、緊急の場合はその限りではない。

(広告の変更)

第 17 条 広告主は、広告の掲載期間1ヶ年間の期間中、当該広告の内容を原則として1回のみ変更できるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、旅館組合にあらかじめ協議するものとし、第 12 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は第 12 条の第項の規定に準ずるものとする。

(リンク先の変更)

第 18 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して 10 営業日前までに旅館組合に届け出るものとする。

(免責)

第 19 条 旅館組合は、次の各号のいずれかに該当する場合、一切の責任を負わないものとする。

① 広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他広告掲載に関する全ての事項について、利用者及び第三者が何らかの損害、もしくは不利益を被った場合。又、利用者間、利用者と第三者との間で、何らかの紛争が生じた場合

② 旅館組合は、上高地公式ウェブサイトの情報の正確さ、完全性、有用性、システムの安定稼働などについて何ら保障するものではなく、一切の責任を負わない。

③ 旅館組合は、何らかの法的措置により、法的根拠に基づいて情報の開示、システムの一時中断、停止、広告掲載の一時中断、停止を求められた場合、一切の責任を負わない。

(広告主の責務)

第 20 条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容及びその他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第 21 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、旅館組合と広告主双方で協議し、決定するものとする。

(管轄裁判所)

第 22 条 本要綱、及び諸規定に関して生じた紛争については、旅館組合の所在地を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(その他)

第 23 条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、旅館組合が別に定める。

2 各条において特に旅館組合が認める場合、この限りではないとする。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 3 月 (改訂) から施行する。